

暴追センターだより

2022.1

59

暴追ながさき



(シンボルマーク)

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター



新年のごあいさつ

公益財団法人
長崎県暴力追放運動推進センター
理事長 宮脇雅俊



明けましておめでとうございます。

みなさまにおかれましては、ご家族共々すばらしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は、暴力追放運動等の事業にご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げますとともに、厳しい経済情勢下にもかかわらず、暴追センターの事業活動を支えていただいている賛助会員のみなさまに対しまして、心より感謝を申し上げます。

さて、最近の暴力団の情勢につきましては、その勢力は全国的にも県内におきましても年々減少の一途を辿っていると聞き及んでおります。

しかし、六代目山口組の分裂以来続いた凶悪な抗争事件は一定の落ち着きを見せているかに見えますが、暴力団はその生き残りをかけ、未だ組織の離合集散を繰り返すなど、抗争の火種が尽きたとは言えず、予断を許さない状況は続いています。

更に、その資金源活動につきましても、本県においても暴力団組員による新型コロナ支援金や生活福祉金貸付制度の貸付金を騙し取る事件が発生しておりますが、コロナ禍における公的支援制度を悪用し

た詐欺や組織の実態を隠しながら、新たな資金源を求めてこれまで以上に巧妙化、多様化することが懸念されています。

このような暴力団等反社会的勢力を壊滅するためには警察、弁護士会、暴追センター、行政機関は勿論、地域や職域が一体となり、社会全体が暴力団排除という同じ目標に向かって、「暴力団を恐れない。暴力団を利用しない。暴力団に金を出さない。暴力団と交際しない」という暴力団追放三ない運動プラス1を継続的に展開することが重要だと考えております。

暴追センターといたしましても、引き続き、各種事業の確実な推進はもとより、民間における暴力追放運動の推進母体として、関係機関や地域、職域などの暴排組織の皆様と連携をとりながら、安全で住み良い長崎県づくりを目指して、暴力団排除活動を推進していきたいと思っておりますので、ご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、みなさまのご多幸、ご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



ごあいさつ

長崎県警察本部

本部長 中村 亮



新年明けましておめでとうございます。
皆様には、穏やかな新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年8月に長崎県警察本部長に着任しました中村でございます。

長崎県暴力追放運動推進センターをはじめ、県民の皆さまには、常日頃から警察活動に対しまして深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最近の暴力団情勢をみますと、全国警察の取締りの強化に加え、皆様が日頃から取り組まれている活発な暴力団排除活動の効果により、組員の数は年々減少しているところであります。

しかしながら、組員の数が減少しても、暴力団は、みかじめ料の徴収、ヤミ金、特殊詐欺などのほか、新型コロナウイルス感染症の経済対策を悪用した詐欺事件等を敢行するなど、社会情勢に応じた新たな資金源活動を活発化させています。

また、皆様もご存じのように、国内最大の指定暴力団である六代目山口組が内部分裂し、離反した神戸山口組、絆会の間で三つ巴の抗争を繰り広げており、依然として地域社会に大きな不安を与え続けています。

県警察としましては、安全で安心な長

崎県を目指すとともに、暴力団の壊滅を目標として、あらゆる法令を駆使して取締りを強力に推進しているところでありますが、この目標は県民をはじめ関係機関・団体の皆様の御協力がなければ達成できるものではありません。

県警察は、取締りを強化しつつ、今後も長崎県暴力追放運動推進センターをはじめとする関係機関・団体の皆様と緊密な連携を図り、暴力団の壊滅を推進してまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、長崎県暴力追放運動推進センターの益々の御発展と暴力団排除に携わっている皆さまの御健勝を祈念して新年の挨拶とさせていただきます。



令和3年度地域安全・暴力追放運動 安全・安心まちづくり長崎県大会の中止

県民の暴排意識の高揚を図るために、長崎県暴追センター、長崎県警察、長崎県、長崎県防犯協会連合会との共催により、令和3年10月12日、佐世保市において開催予定でありました地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり長崎県大会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。なお、大会当日表彰予定でありました受賞者は、各警察署等において表彰伝達されました。

受賞おめでとうございます

全国暴力追放功勞表彰

表彰状（暴力追放功勞） 全国受賞おめでとうございます。



個人

暴力追放榮譽銅章 川口 睦郎 様
(佐世保地区暴力追放運動推進協議会会長)

〈佐世保警察署において表彰伝達〉



団体

感謝状（県下2社目）
株式会社 真興産業
(代表取締役社長 中本 明人) 様

〈長崎県警察本部刑事部長室において表彰伝達〉

九州ブロック表彰

表彰状（暴力追放運動推進功労）



村瀬 公一郎 様
（早岐地区暴力追放運動推進協議会会長）



<早岐警察署において表彰伝達>



日本中央競馬会ウインズ佐世保
（所長 寺本 淳志） 様



<日本中央競馬会ウインズ佐世保において表彰伝達>

長崎県表彰

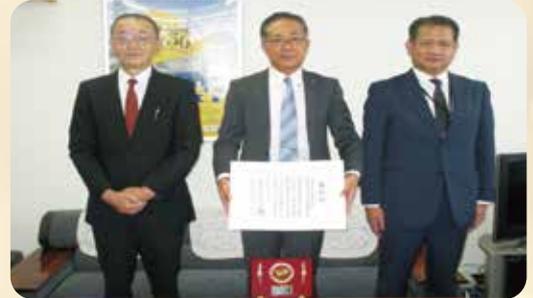
表彰状（暴力追放運動推進功労）



西海市暴力追放運動推進協議会
（会長 杉澤 泰彦） 様
＜西海市役所において表彰伝達＞



西日本高速道路(株)長崎県不当要求防止等
対策連絡会（会長 中尾 和広） 様
＜長崎高速道路事務所において表彰伝達＞



藤澤 美好 様（平戸市）
（平戸地区暴力追放運動
推進協議会会長）
＜平戸警察署において表彰伝達＞

受賞者の皆様、永年にわたる暴力追放運動へのご尽力、誠にありがとうございました。
今後とも、引き続きご協力よろしくお願い申し上げます。

機関誌等購読要求への対応要領

反社会的勢力による書籍、機関誌等の不当な購読要求は後を絶ちません。電話による要求、或いは一方的に送りつけられた場合、購読する意思がなければ明確に拒否し、送付された場合は「受取拒否」又は「返送」の手続きで対応して下さい。

電話による購読を求められたとき

◎早期に確認

- ・相手の確認～ 相手が何処の誰だか判らないまま対応しない。
- ・用件の確認～ 当初の段階で、何の用件かを確認する。世間話には応じない。

◎担当者による対応

- ・担当者の窓口を一本化し、トップには取り次がない。
- ・トップの同級生、友人等になりすます手口が増えています。

◎措置

- ・必要がなければ、「いりません」「購読の意思はありません」と明確に拒否
- ・断りに理由は不要です。そして記録・録音しておく。電話は短時間で済みます。
※電話を録音できるように録音機を準備しておく
- ・「検討します」「いいです」「結構です」などの曖昧な断り方は、容認とも受け取られかねない。

◎手口

- ・「会社を取材をしたい」「多くの会社から賛同を得ている」「主義・主張に反対か」「今回一回限りで結構だ」などと強引に要求をされます。



一方的に送りつけられたとき

◎開封前の返送

- ・メモ用紙に「受取拒否」と記載し、郵便物、宅配便の宛名面に貼付し、郵便局・宅配業者を通して返送します。

◎開封後の返送

- ・一方的に送りつけられた図書等を返送する義務はありません。
- ・しかし、トラブルを避けるため、包装を解いてしまったら内容証明郵便、配達証明郵便で「購読の意思がない」旨を明記して返送します。
- ・内容証明は、文書1通のみが対象で、文書と物品は一緒に送れません。
- ・配達証明は、文書と物品は一緒に送れます。

返送する場合

◎開封前

メモ用紙に「受取拒否」と記載し、受取人の名前を記載して押印したうえ、郵便物の宛名面に貼付し、郵便局を通して返送します。

◎開封後



【内容証明郵便】

令和〇年〇月〇日に誰から誰に、どのような文書が差し出されたかを差出人が作成した謄本によって日本郵便が証明します。内容文書は1通と写し2通を添えて郵便窓口へ提出して下さい。(内容文書には1枚あたりの字数の制限があります。)なお、文書と情報誌は一緒に送付できず、情報誌は別便で送付します。

(送付先) 令和〇年〇月〇日
所在地
団体名
自社所在地
会社名
当社は情報誌「〇〇」を注文した事実もなく、購入する意思もありませんので送付された情報誌を返送します。
また、今後も購入する意思もありませんので、送付しないで下さい
以上

【配達証明郵便】

郵便物等の配達事実を証明します。
文書と情報誌等は一緒に送付できます。

(送付先) 令和〇年〇月〇日
所在地
団体名
自社所在地
会社名
当社は情報誌「〇〇」を注文した事実もなく、購入する意思もありませんので送付された情報誌を返送します。
また、今後も購入する意思もありませんので、送付しないで下さい
記
情報誌 1通
請求書 1通
以上

なお、後日の紛議に備え、郵便物の配達証明書や同封した文書の控えは保管しておくことは大切です。

民暴弁護士による責任者講習での講話の状況



西村広平弁護士の講話

題目「反社会的勢力に対する対応」

(6/17) 長崎県勤労福祉会館



松尾茂利弁護士の講話 (ロールプレイング)

題目「カスタマーハラスメントと暴排対策」

(7/15) アルカスSASEBO



梶村龍太弁護士の講話

題目「不当要求対応要領並びに暴排条例」

(10/20) 長崎県建設総合会館



渡会祐二弁護士の講話

題目「企業活動における危機管理」

(10/28) アルカスSASEBO



濱口純吾弁護士の講話

題目「クレーム対応から始める不当要求防止」

(11/5) 長崎県勤労福祉会館

民暴のエキスパートである
暴追センター相談委員4名
と元相談委員1名合計5名
による弁護士の先生方が実務
に即した講話を行いました。



暴追センターの活動状況

7~12月

7月

- 2日 不当要求防止責任者講習（長崎地区）の開催
- 5日 九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会リモート出席
- 6日 少年指導委員研修会（佐世保会場）における講話
- 8日 不当要求防止責任者講習（県央・大村地区）の開催
- 14日 長崎県被害者支援連絡協議会総会出席
- 15日 不当要求防止責任者講習（佐世保地区）の開催
- 19日 暴力追放功労表彰伝達式（早岐署）
- 20日 長崎刑務所における暴力団離脱指導
- 23日 民事介入暴力対策全国拡大協議会愛知大会リモート出席
- 27日 不当要求防止責任者講習（上五島地区）の開催
- 28日 不当要求防止責任者講習（五島地区）の開催



責任者講習

8月

- 4日 不当要求防止責任者講習（佐世保地区）の開催
- 24日 長崎企業等安全対策懇話会幹事会の開催



長崎企業等安全対策懇話会幹事会

9月

- 14日 暴追センター専務理事及び事務局長等研修会リモート出席
- 16日 不当要求防止責任者講習（雲仙・吾妻地区）の開催
- 22日 不当要求防止責任者講習（西海地区）の開催

9月 29日 不当要求防止責任者講習（県央・大村地区）の開催

10月

- 1日 長崎市役所不当要求防止責任者講習（幹部研修）における講話
- 6日 不当要求防止責任者講習（県北・江迎地区）の開催
- 14日 不当要求防止責任者講習（壱岐地区）の開催
- 20日 不当要求防止責任者講習（長崎地区）の開催
- 26日 不当要求防止責任者講習（島原地区）の開催
- 27日 長崎県不当要求行為対策自治体連絡会議への出席
- 28日 不当要求防止責任者講習（佐世保地区）の開催

11月

- 5日 民事介入暴力対策栃木大会リモート出席
- 5日 不当要求防止責任者講習（長崎地区）の開催
- 17日 長崎県銀行警察連絡協議会「運営委員会」への出席
- 18日 不当要求防止責任者講習（県央・諫早地区）の開催
- 30日 長崎県民事介入暴力事案対策研究会の開催

12月

- 6日 長崎県内新幹線工事からの暴力団等排除対策協議会総会（現場視察）
- 7日 長崎刑務所における暴力団離脱指導
- 14日 不当要求防止責任者講習（長崎地区）の開催
- 20日 暴力追放功労全国表彰伝達式（県警本部）への出席



長崎県民事介入暴力事案対策研究会



年末年始における広報啓発活動
路線バスのフロントマスク

助成金に対する御礼

令和3年末現在、165の賛助会員の皆様から賛助金をいただき、ありがとうございました。いただいた賛助金については、暴排意識の広報啓発活動などセンター事業の推進に役立たせていただきます。

公益財団法人
長崎県暴力追放運動推進センター

所在地／長崎市万才町5番24号 ヒルサイド5ビル4F

電話 095-825-0893

FAX 095-825-0841

相談メールアドレス

info@boutsui-nagasaki.or.jp

ホームページ

https://www.boutsui-nagasaki.or.jp

◎暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を
無料・秘密厳守



発行と印刷

- 発行 令和4年1月
(公財)長崎県暴力追放運動推進センター
- 印刷 長崎市弥生町8番30号 ☎095-821-2341
株式会社 岩永印刷所